

議 事 日 程

令和元年 第 7 回 定 例 会
11月19日（火）午後2時00分
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

開会

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 前回会議録の承認（令和元年第 6 回定例会）

第 4 教育長の報告

第 5 議案第 1 4 号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更
並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の
制定について

第 6 議案第 1 5 号 小学校スポーツ活動の方針について

第 7 議案第 1 6 号 中学校運動部活動の方針について

閉会

※ 次回定例会開催予定日

令和元年 12月20日（金） 午後3時00分
五所川原市本庁舎 3階 議会委員会室

令和元年

五所川原市教育委員会

第 7 回 定 例 会

(付議案件綴)

五所川原市教育委員会

目 次

付議案件

- 1 議案第14号 五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定
変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正す
る要綱の制定について P 1

議案第14号

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱の制定について

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和元年11月19日提出

五所川原市教育委員会教育長 長尾孝紀

提案理由

区域外就学の許可事由の変更に伴い、当該要綱において一部を改正するものである。

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を改正する要綱（案）

五所川原市立小学校及び中学校の就学すべき学校の指定変更並びに区域外就学に関する取扱要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「の指定の変更」を「の指定変更（以下「指定校変更」という。）」に改める。

第2条第1項中「指定の変更」を「指定校変更」に改める。

第3条の見出し中「指定校の変更」を「指定校変更」に改め、同条中「就学すべき小学校及び中学校の指定の変更」を「指定校変更」に、「学校運営上」を「、学校運営上」に改める。

第4条第1項中「指定校」を「就学すべき学校」に、「いないため」を「いないことにより」に、「手続き」を「手続」に改め、同条第2項中「指定校の変更」を「指定校変更」に改める。

第5条の見出し中「指定校の変更」を「指定校変更の」に改め、同条第1項中「第4条」を「前条」に、「指定校の変更」を「指定校変更」に改める。

第7条第2項中「指定校の変更」を「指定校変更の」に改める。

第8条第1項中「第7条」を「前条」に改め、同条第3項中「通知の」を「通知に」に改める。

第9条各号列記以外の部分中「指定校の変更」を「指定校変更」に改め、「取り消すことがある」を「取り消すことができる」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条・第4条関係）

	許可事由	申請可能な対象学年	許可期間	添付書類	備考
1	地理的（地域的）理由	全学年	卒業まで		
2	転居後の在籍校希望	全学年	卒業まで		
3	在籍する幼稚園等がある学区の学校へ通学	小学校第1学年	卒業まで	幼稚園等在籍証明書	申請期は、小学校入学前のみ
4	両親が共働きで、預け先の学区の学校へ通学	小学生	卒業まで	両親の勤務証明書、自営業従事申告書その他両親が共働きであることを証明できるもの及び預り証明書	
5	転居予定	全学年	概ね1年	建築確認済証の	

			まで	写、賃貸・請負・ 売買契約書の写、 その他証明できる もの	
6	兄弟姉妹が指定 校変更の許可を 受けての希望校 在籍	全学年	卒業まで		
7	指定校変更の許 可を受けた児童 の中学進学	小学校第 6学年	卒業まで		
8	部活動を理由と した中学進学	小学校第 6学年	卒業まで	部活動在籍証明書 (毎年度)	指定校に当 該部活動が ない場合
9	その他特に教育 的配慮が必要と 教育長が認めら れるもの（いじ め、家庭の特殊事 情、特別支援教育 等）	全学年	必要と認 められる 期間	教育長が指示する 書類	

別表第2（第6条・第7条関係）

	許可事由	申請可能 な対象学 年	許可期間	添付書類	備考
1	地理的（地域的） 理由	全学年	卒業まで		
2	転居後の在籍校 希望	全学年	卒業まで		
3	在籍する幼稚園 等がある学区の 学校へ通学	小学校第 6学年	卒業まで	幼稚園等在籍証明 書	申請期間 は、小学校 入学前のみ
4	五所川原市に住 所異動の予定	全学年	住民登録 予定日ま で	建築確認済証の写、 賃貸・請負・売買契 約書の写、その他証 明できるもの	

5	兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けての希望校在籍	全学年	卒業まで		
6	区域外就学の許可を受けた児童の中学進学	小学校第6学年	卒業まで		
7	部活動を理由とした中学進学	小学校第6学年	卒業まで	部活動在籍証明書(毎年度)	指定校及び住所を有する市町村に当該部活動がない場合
8	その他特に教育的配慮が必要と教育長が認められるもの(いじめ、家庭の特殊事情、特別支援教育等)	全学年	必要と認められる期間	教育長が指示する書類	

※すべての許可事由において世帯全員の住民票添付
附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。